

2022 年合格目標
不動産鑑定士

会計学
体験入学用テキスト
基本講義 第1回



資格の学校
TAC

1. まえがき

会計学では、企業が公表する財務諸表の作成に係わるルール及びそのルールの基礎となっている理論を学習します。

TAC不動産鑑定士講座の会計学基本テキストは、会計学を初めて学習する方々が、不動産鑑定士試験に合格するために必要とされる会計学の基本的な知識を、効率的に習得できるように作成されています。

会計学は、論文式試験で出題されるため、最終的には習得した知識を用いて論文を作成できるようになる必要があります。学習する際には、試験会場で解答を作成する自分の姿をイメージしながら学習するようにしましょう。

本テキストが、本講座の受講生の皆様の合格に役立つことを確信するとともに、本テキストの作成に携わった関係者の御尽力に深く感謝いたします。

2. 章末問題について

各章の最後に章末問題を掲げてあります。各章の学習が終わった時点で、学習内容を思い出しながら、どのような話だったかを文章の形で書けるように記憶を整理するのに役立ててください。本試験は論文式試験です。さまざまな論点が組み合わされて、ひとつの大きな問題を形成している場合もあります。したがって、章末問題のレベルの解答を組み合わせることで、本試験レベルの解答になっていくケースもありますから、ひとつひとつの積み重ねが重要だと認識して、必ず目を通してください。

3. 本書ランク付けの意味について

本テキストでは、論点ごとにA～Cのランク表記をしています。学習を進める上での目安としてください。

Aランク … 初学者が必ずマスターすべき基本的論点

Bランク … 出来る限り理解して欲しい論点

Cランク … 応用的な論点又は学習する前提として確認して欲しい論点

4. 学習範囲について

本テキストでは、他の国家試験等の会計学で取り扱っている範囲であっても、不動産鑑定士試験会計学の出題傾向や学習の効率性を鑑みて取り扱っていない部分があります。これらに関して、最低限必要な部分は、直前期の答練等で取り扱っていく予定です。

該当範囲の代表的なものとして、以下が挙げられます。

- ・企業結合に関する会計基準
- ・収益認識に関する会計基準

目 次

第1章 財務会計の機能と制度

I. 企業会計とその対象領域	2
1. 会計と企業会計 B	2
2. 企業会計の2領域 B	2
3. 財務会計の報告対象 A	3
II. 財務会計の機能	4
1. 財務会計の利害調整機能 A	4
2. 財務会計の情報提供機能 A	6
3. 財務会計の機能のまとめ A	7
III. 制度会計	8
1. 制度会計と非制度会計 C	8
2. 我が国の制度会計 B	8
3. 制度会計の規定 B	10
IV. 一般に認められた会計原則 (G A A P)	11
1. G A A P (Generally Accepted Accounting Principles) の必要性 B	11
2. 我が国のG A A P B	11
第1章 章末問題	12

第2章 財務会計の基礎概念

I. 会計公準	14
1. 意義 B	14
2. ギルマンの三公準 A	14
II. 貸借対照表観	15
1. 静態論 B	15
2. 動態論 B	15
III. 損益計算書と貸借対照表の連携 (クリーン・サープラス関係) B	15
第2章 章末問題	16

第3章 「企業会計原則」の一般原則等

I. 一般原則等総論	18
1. 一般原則等の位置付け A	18
2. 一般原則及び重要性の原則の全体像 A	19
II. 真実性の原則	20
1. 意義 A	20

2. 内容 A	20
Ⅲ. 正規の簿記の原則	21
1. 意義 C	21
2. 内容 C	21
Ⅳ. 資本取引損益取引区分の原則	22
1. 意義 A	22
2. 資本取引と損益取引の区別 A	22
3. 資本剰余金と利益剰余金の区別 A	23
4. まとめ A	23
Ⅴ. 明瞭性の原則	24
1. 意義 A	24
2. 明瞭性の原則の反映 A	24
Ⅵ. 継続性の原則	28
1. 意義 A	28
2. 内容 A	28
3. 継続性の原則が要請される理由 A	28
4. 継続性の原則が問題とされる場合 A	28
5. 変更が許容される場合と変更した場合の注記 A	29
Ⅶ. 保守主義の原則	30
1. 意義 A	30
2. 内容 A	30
Ⅷ. 単一性の原則	32
1. 意義 C	32
2. 内容 C	32
Ⅸ. 重要性の原則	33
1. 意義 B	33
2. 内容 B	33
第3章 章末問題	34

第4章 財務諸表の表示

Ⅰ. 損益計算書	36
1. 損益計算書のひな型 B	36
2. 損益計算書の作成目的 A	37
3. 制度上の損益計算書の作成原則 B	37
Ⅱ. 貸借対照表	40
1. 貸借対照表のひな型 B	40

2. 貸借対照表の作成目的 A	42
3. 制度上の貸借対照表の作成原則 A	42
第4章 章末問題	45

第5章 損益会計

I. 損益計算の基礎	48
1. 期間損益計算の目的 A	48
2. 期間損益計算の方法 A	48
3. 収益及び費用の認識及び測定 A	49
4. 現金主義会計 A	50
5. 発生主義会計 A	51
II. 収益の認識基準	52
1. 期間利益の特質 A	52
2. 分配可能利益及び業績表示利益の計算を可能とする収益の認識 A	53
3. 発生主義会計における収益の認識基準についての検討 A	54
III. 具体的な収益認識基準	56
1. 通常の販売についての収益認識基準 A	56
2. 委託販売についての収益認識基準 B	57
3. 試用販売についての収益認識基準 B	58
4. 予約販売についての収益認識基準 B	58
5. 割賦販売についての収益認識基準 A	59
6. 継続的役務提供契約についての収益認識基準 A	60
7. まとめ A	61
IV. 費用の認識基準 A	62
V. 費用収益対応の原則	62
1. 意義 A	62
2. 内容 A	62
3. 費用収益対応の類型 A	63
VI. 収益及び費用の測定基準	64
1. 収支額基準の意義 A	64
2. 収入額・支出額の意味 A	64
VII. 発生主義会計のまとめ A	64
第5章 章末問題	65

第6章 資産会計総論

I. 資産の本質 B	68
------------	----

Ⅱ. 資産の分類	68
1. 流動資産と固定資産（流動・固定分類） B	68
2. 貨幣性資産と費用性資産（貨幣性・費用性分類） B	69
Ⅲ. 費用性資産の評価基準	70
1. 取得原価主義（原価主義） A	70
Ⅳ. 取得原価主義会計	73
1. 取得原価主義の特徴 B	73
2. システムの構成要素 B	73
3. 費用配分の原則 A	74
第6章 章末問題	76

第7章 棚卸資産

Ⅰ. 棚卸資産の取得原価	78
1. 購入品の場合 A	78
2. 生産品の場合 B	78
3. 付随費用（副費）について B	78
Ⅱ. 棚卸資産の費用配分の意義 A	79
Ⅲ. 費用配分—数量計算—	80
1. 棚卸計算法と継続記録法 A	80
2. 現行制度における棚卸資産の数量計算の方法 A	80
Ⅳ. 費用配分—単価計算—（棚卸資産の評価方法）	81
1. 個別法 A	81
2. 先入先出法 A	81
3. 平均原価法（平均法） C	82
第7章 章末問題	83

第8章 固定資産

Ⅰ. 有形固定資産の意義 B	86
Ⅱ. 固定資産の取得原価	86
1. 購入による場合 A	86
2. 自家建設による場合 A	86
3. 現物出資による場合 A	87
4. 交換による場合（等価交換を前提） A	87
5. 贈与による場合（不等価交換による場合） A	88
6. まとめ A	88
Ⅲ. 有形固定資産の費用配分—減価償却—	89

1. 意義 A	89
2. 正規の減価償却 A	89
3. 減価償却の目的 A	89
4. 有形固定資産と棚卸資産の比較 A	89
5. 減価償却の効果 A	90
6. 減価の種類及び発生原因並びに費用化の方法 B	92
IV. 減価償却費の計算要素	93
1. 減価償却費の計算要素 B	93
2. 残存価額 B	93
3. 配分基準 A	93
V. 減価償却費の計算方法	94
1. 定額法 A	94
2. 定率法 A	94
VI. 臨時償却と臨時損失	95
1. 臨時償却 B	95
2. 臨時損失 B	96
VII. 減価償却に関連した科目の表示	97
1. 減価償却費の表示 B	97
2. 減価償却累計額の表示 C	97
VIII. 無形固定資産	98
1. 意義 B	98
2. 種類 B	98
3. 無形固定資産の償却方法 B	98
4. 無形固定資産の表示方法 B	98
5. のれん A	99
6. 借地権 A	100
第8章 章末問題	102

第9章 リース取引

I. リース取引の意義 B	104
II. 「リース取引に関する会計基準」の必要性 B	104
III. リース取引の分類	105
1. ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の概要 A	105
2. ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の定義 A	105
IV. ファイナンス・リース取引に係る会計処理（借手側）	107
1. ファイナンス・リース取引の分類 A	107

2. 会計処理 A	107
3. リース資産及びリース債務の計上額の算定方法 A	107
4. 利息相当額の配分方法 A	109
5. 減価償却 A	109
6. 開示 B	110
V. オペレーティング・リース取引に係る会計処理（借手側）	110
1. 会計処理 A	110
2. 注記 B	110
[参考] 設例	111
第9章 章末問題	113

第10章 繰延資産

I. 繰延資産総論	116
1. 意義 A	116
2. 特徴 A	116
3. 繰り延べの根拠 A	116
4. 繰延資産と（長期）前払費用の異同 B	117
5. 繰延資産計上についての考え方 A	117
II. 繰延資産各論	118
1. 各繰延資産の意義 B	118
2. 各繰延資産の会計処理 B	119
3. 繰延資産に係る諸論点 B	120
III. 臨時巨額の損失	121
1. 意義 B	121
2. 繰延経理の要件 B	121
3. 繰延経理の根拠 B	121
第10章 章末問題	122

第11章 研究開発費等

I. 「研究開発費等に係る会計基準」の必要性等	124
1. 「研究開発費等に係る会計基準」の必要性 B	124
2. 研究、開発及びソフトウェアの意義 B	124
II. 研究開発費に係る会計処理	125
1. 研究開発費についての会計処理の検討 A	125
2. 現行制度上の研究開発費の会計処理 A	125
III. ソフトウェア制作費に係る会計処理	126

1. ソフトウェア制作費の分類 B	126
2. 研究開発費に該当するソフトウェア制作費の会計処理 A	126
3. 研究開発費に該当しないソフトウェア制作費の会計処理 A	127
4. 無形固定資産として資産計上されたソフトウェアの費用化 A	130
第11章 章末問題	131

第12章 負債会計

I. 負債会計総論	134
1. 負債の意義 B	134
2. 負債の分類 B	134
II. 会計上の引当金	135
1. 引当金の意義 A	135
2. 設定目的 A	135
3. 設定要件 A	135
4. 引当金の認識基準（設定論拠）A	136
5. 引当金の計上と資金の留保 B	137
III. 引当金各論	138
1. 引当金の分類 B	138
2. 負債性引当金と未払費用の異同 B	138
3. 具体的な引当金の例 B	139
4. 偶発損失と偶発債務 B	140
第12章 章末問題	141

第13章 純資産—総論

I. 株主資本（資本）の意義	144
1. 純資産と株主資本 B	144
2. 株主資本（資本）の内容 A	145
II. 資本と利益の区別	146
1. 資本取引と損益取引の区別 A	146
2. 資本剰余金と利益剰余金の区別 A	146
3. まとめ A	147
III. 株主資本（資本）の分類	148
1. 金融商品取引法会計における株主資本の分類 A	148
2. 会社法会計における分類 A	149
第13章 章末問題	150

第14章 純資産－自己株式

I. 自己株式の会計的性格	152
1. 従来からの議論 B	152
2. 制度上の取扱い B	152
II. 自己株式の会計処理	153
1. 自己株式の取得 B	153
2. 自己株式の保有 A	153
3. 自己株式の処分及び消却 A	154
第14章 章末問題	156

第15章 純資産－その他の資本剰余金

I. 資本維持論	158
1. 物価変動の2つの局面 C	158
2. 維持すべき資本の概念 B	158
3. 制度上の資本概念 A	159
II. 伝統的な会計理論による資本剰余金の内容	160
1. 制度上の資本剰余金 B	160
2. 伝統的な会計理論において主張される資本剰余金 B	160
3. 贈与剰余金の意義 B	160
4. 評価替剰余金の意義 B	160
5. その他の資本剰余金の制度上の取扱い B	160
第15章 章末問題	161

第16章 財務会計の概念フレームワーク

I. 「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」の公表	164
1. 「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」の公表 B	164
2. 「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」の役割 B	164
3. 「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」の構成 C	164
II. 『財務報告の目的』	165
1. 財務報告の目的 B	165
2. 財務報告において提供される情報 B	165
III. 『財務諸表の構成要素』	166
1. 財務諸表の構成要素の目的 B	166
2. 財務諸表の構成要素 B	166
3. 財務諸表の構成要素の定義の概観 B	166
4. 貸借対照表の構成要素の定義 A	167

5. 包括利益及び損益計算書の構成要素の定義 A	168
6. 構成要素に関する一般的な制約 A	170
第16章 章末問題	171

第17章 固定資産の減損

I. 会計基準の整備の必要性・適用時期・対象資産	174
1. 「固定資産の減損に係る会計基準」の整備の必要性 B	174
2. 「固定資産の減損に係る会計基準」の対象資産 B	174
II. 固定資産の減損処理の基本的考え方	175
1. 固定資産の減損及び減損処理の意義 A	175
2. 基本的な考え方 A	175
III. 固定資産の減損処理の全体像	176
1. 固定資産の減損処理の手順 A	176
2. 資産のグルーピング A	176
3. 減損の兆候の具体例 A	177
IV. 用語の意義	177
1. 正味売却価額 A	177
2. 使用価値 A	177
3. 回収可能価額 A	177
V. 減損損失の認識	178
1. 基本的な考え方 A	178
2. 減損損失を認識するかどうかの判定 A	178
3. 減損損失の本質と「固定資産の減損に係る会計基準」における減損損失 A	178
VI. 減損損失の測定	180
1. 基本的な考え方 A	180
2. 将来キャッシュ・フローの見積期間 A	180
VII. 固定資産の減損処理後の会計処理及び財務諸表における開示	181
1. 固定資産の減損処理後の会計処理 A	181
2. 財務諸表における表示 B	181
VIII. 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」	182
1. 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」公表の経緯 C	182
2. 賃貸等不動産の意義 A	182
3. 賃貸等不動産に関する注記事項 A	183
第17章 章末問題	184

第18章 資産除去債務

I. 「資産除去債務に関する会計基準」公表の経緯等	186
1. 公表の経緯 C	186
2. 資産除去債務の定義 A	186
II. 資産除去債務の会計処理	187
1. 資産除去債務の認識時点 A	187
2. 資産除去債務の算定（測定） A	187
3. 資産除去債務に対応する除去費用の資産計上（資産負債の両建計上） と費用配分 A	187

第18章 章末問題	190
-----------	-----

第19章 退職給付会計

I. 「退職給付に係る会計基準」整備の必要性	192
1. 企業年金制度の概要 C	192
2. 企業年金に係る情報の提供 C	192
3. 国際的調和 C	192
II. 「退職給付に係る会計基準」の基本的考え方	193
1. 退職給付の意義 A	193
2. 退職給付の性格 A	193
III. 退職給付引当金	194
1. 退職給付債務 A	194
2. 年金資産 A	195
IV. 退職給付費用	196
1. 勤務費用 A	196
2. 利息費用 A	197
3. 期待運用収益 A	197
V. 差異	198
1. 差異の種類 B	198
2. 差異の費用処理 B	198

第19章 章末問題	199
-----------	-----

第20章 棚卸資産の期末評価

I. 会計基準の整備の必要性・適用時期・対象資産等	202
1. 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の必要性 B	202
2. 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の対象資産 B	202
II. 会計処理の基本的な考え方	202
1. 基本的な考え方 A	202

2. 論拠 A	202
3. 収益性の低下の判断基準 A	203
4. 原則的な会計処理 A	203
5. 例外的な処理 B	203
6. 収益性の低下の有無に係る判断及び簿価切下げの単位 B	203
7. 洗替法と切放法について B	204
8. 開示 B	206
第20章 章末問題	207

第21章 スtock・オプション

I. スtock・オプション取引の概要等	210
1. スtock・オプションの意義 B	210
2. 「stock・オプション等に関する会計基準」の公表 B	210
II. スtock・オプションを付与する取引に係る会計処理	211
1. 基本的な会計処理（権利確定日以前の会計処理）A	211
2. 各会計期間における費用計上額（株式報酬費用）A	211
3. スtock・オプションに係る費用認識の根拠 A	211
第21章 章末問題	212

第22章 金融商品会計

I. 金融資産及び金融負債の範囲等	214
1. 金融資産及び金融負債の範囲 B	214
2. 時価 A	214
II. 金融資産及び金融負債の発生認識	215
1. 金融資産又は金融負債自体を対象とする取引 A	215
2. 商品等の売買又は役務の提供の対価に係る金銭債権債務 B	215
III. 金融資産及び金融負債の消滅認識	216
1. 金融資産の消滅認識 A	216
2. 金融負債の消滅認識 A	216
3. 消滅認識の考え方 A	217
4. 金融資産及び金融負債の消滅認識に係る会計処理 A	218
IV. 金融資産及び金融負債の評価基準に関する基本的考え方	219
1. 金融資産の評価基準に関する基本的考え方 A	219
2. 金融負債の評価基準に関する基本的考え方 B	219
V. 金銭債権	220
1. 貸借対照表価額等 A	220

2. 貸倒見積高の算定 A	221
VI. 有価証券	222
1. 有価証券の取得原価の決定 A	222
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券以外の 有価証券の貸借対照表価額及び評価差額等 A	222
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券 A	226
4. 有価証券の減損処理 A	226
5. 有価証券の表示区分 B	227
VII. 金銭債務の貸借対照表価額 B	228
第22章 章末問題	229

第23章 連結会計・企業結合

I. 連結財務諸表の意義・目的等	232
1. 連結財務諸表の意義 C	232
2. 連結財務諸表の目的 C	232
3. 連結財務諸表の間接的な役立ち C	232
II. 連結財務諸表作成の一般基準	233
1. 親会社と子会社の意義 B	233
2. 連結の範囲 B	233
3. 支配従属関係の存否を判断する基準 B	233
4. 連結基礎概念 B	233
III. 企業結合の意義 B	234
IV. 企業結合の経済的実態と会計処理の基本的理解	234
1. 企業結合の経済的実態 B	234
2. 企業結合の会計処理方法 B	234
3. 企業結合の経済的実態と会計処理方法の理論的な組み合わせ B	235
4. 制度上の取扱い B	235
5. のれんの会計処理 B	235
6. 負ののれんの会計処理 B	235
第23章 章末問題	236

第24章 外貨換算会計

I. 外貨換算における基本的な考え方	238
1. 一取引基準と二取引基準 B	238
2. 決算時における外貨建金銭債権債務の換算 B	240
II. 外貨建取引の換算	242

1. 一取引基準と二取引基準 A	242
2. 決算時における外貨建金銭債権債務の換算 A	242
第24章 章末問題	245

第25章 税効果会計

I. 税効果会計の基本的理解	248
1. 税務上の課税所得計算の仕組み B	248
2. 利益と課税所得の差異 B	249
3. 税効果会計の必要性 A	251
4. 税効果会計の方法 A	253
II. 「税効果会計に係る会計基準」における税効果会計の基本的内容	256
1. 税効果会計の意義 A	256
2. 税効果会計の方法 A	256
3. 税効果を認識する差異 A	256
4. 税効果会計に適用される税率 A	256
III. 個別財務諸表における税効果会計	257
1. 個別財務諸表上の一時差異 A	257
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の計上方法と計上の可否 A	259
IV. 税効果額の計上方法及び表示方法	260
1. 税効果額の計上方法 A	260
2. 税効果額の表示方法 A	260
第25章 章末問題	261

第26章 工事契約

I. 「工事契約に関する会計基準」公表の経緯等	264
1. 公表の経緯 C	264
2. 適用範囲 B	264
II. 工事契約に関する会計処理	265
1. 工事契約に係る認識基準 A	265
III. 工事損失引当金	267
1. 設定論拠 A	267
2. 引当金の設定要件についての検討 A	267
3. 工事契約から損失が見込まれる場合の取扱い A	268
第26章 章末問題	271

第27章 キャッシュ・フロー計算書

I. キャッシュ・フロー計算書の概要	274
1. キャッシュ・フロー計算書の意義 B	274
2. 連結キャッシュ・フロー計算書の作成目的 B	274
3. キャッシュ・フロー計算書の必要性 B	274
II. 連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準	275
1. 資金の範囲 B	275
2. 表示区分 B	275
3. 利息及び配当金に係るキャッシュ・フローの表示区分 A	276
4. 「営業活動によるキャッシュ・フロー」の表示方法 B	277
第27章 章末問題	278

第28章 会計上の変更

I. 設定経緯と適用時期	280
1. 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の設定経緯 C	280
II. 会計上の変更があった場合の取り扱い	281
1. 会計上の変更の分類 B	281
第28章 章末問題	285

参考 三井不動産株式会社 財務諸表	287
参考文献	302

学習進度表

回数		ミニテスト
第 1 回	第 1 章 財務会計の機能と制度 第 2 章 財務会計の基礎概念 第 3 章 「企業会計原則」の一般原則等	なし
第2回	第 3 章 「企業会計原則」の一般原則等 第 4 章 財務諸表の表示 第 5 章 損益会計	①
第3回	第 5 章 損益会計 第 6 章 資産会計総論 第 7 章 棚卸資産	②
第4回	第 7 章 棚卸資産 第 8 章 固定資産 第 9 章 リース取引	③
第5回	第 9 章 リース取引 第 10 章 繰延資産 第 11 章 研究開発費等	④
第6回	第 12 章 負債会計 第 13 章 純資産－総論 第 14 章 純資産－自己株式	⑤
第7回	第 15 章 純資産－その他の資本剰余金 第 16 章 財務会計の概念フレームワーク 第 17 章 固定資産の減損	⑥
第8回	第 17 章 固定資産の減損 第 18 章 資産除去債務 第 19 章 退職給付会計	⑦
第9回	第 19 章 退職給付会計 第 20 章 棚卸資産の期末評価 第 21 章 ストック・オプション	⑧
第 10 回	第 22 章 金融商品会計	⑨
第 11 回	第 22 章 金融商品会計 第 23 章 連結会計・企業結合 第 24 章 外貨換算会計	⑩
第 12 回	第 24 章 外貨換算会計 第 25 章 税効果会計 第 26 章 工事契約	⑪
第 13 回	第 26 章 工事契約 第 27 章 キャッシュ・フロー計算書 第 28 章 会計上の変更	⑫ ⑬ (配付のみ)

※各回の講義内容は実施校舎により多少前後する場合があります。欠席時のDVDフォローや他校舎での振替受講の際は、予めご了承ください。

※ミニテストの実施方法は校舎によって異なる場合がございます。担当講師の指示に従ってください。

第 1 章

財務会計の機能と制度

本章で学ぶこと

- I. 企業会計とその対象領域
- II. 財務会計の機能
- III. 制度会計
- IV. 一般に認められた会計原則（GAAP）

I. 企業会計とその対象領域

1. 会計と企業会計 B

一般的に用いられている「会計」という言葉を敢えて定義すれば、「一定組織の経済活動を貨幣的単位で測定し、その経済活動の内容及び結果を報告する手続」といえる。

会計の対象となる一定組織には、家庭、学校、企業等の様々な組織が含まれるが、これらのうち「企業」の経済活動を対象とする会計のことを「企業会計」といい、会計学の対象とされる。なお、「企業」は、一般に、株式会社が前提とされる。

2. 企業会計の2領域 B

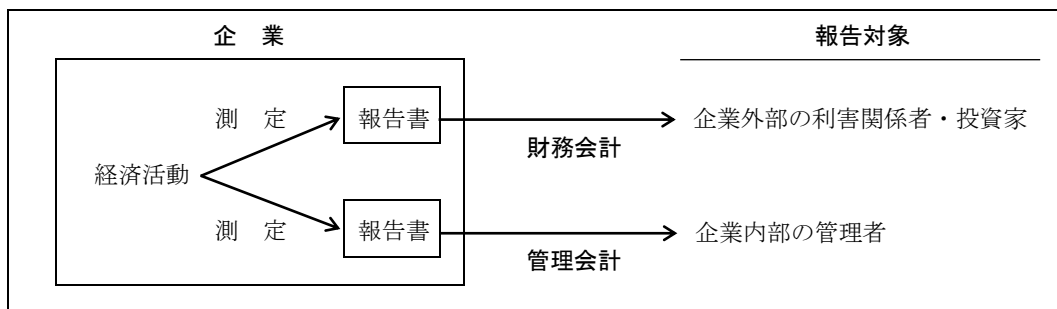
会計情報の報告対象となる利用者の観点から、企業会計は以下のように分類される。

(1) 財務会計（外部報告会計）

財務会計は、企業外部の株主、債権者等に対して会計情報を提供することにより、彼らの利害を調整することを目的とする。また、財務会計は、企業外部の投資家に対して会計情報を提供することにより、彼らの投資意思決定を可能にさせることを目的とする。

(2) 管理会計（内部報告会計）

管理会計は、経営者を中心とする企業内部の管理者に対して、経営活動の良否を評価する会計情報を提供することを目的とする。



3. 財務会計の報告対象 A

財務会計の報告対象は様々考えられるが、代表的な報告対象としては、(1) 株 主、(2) 債権者、(3) 投資家（投資者）を挙げることができる。

(1) 株 主

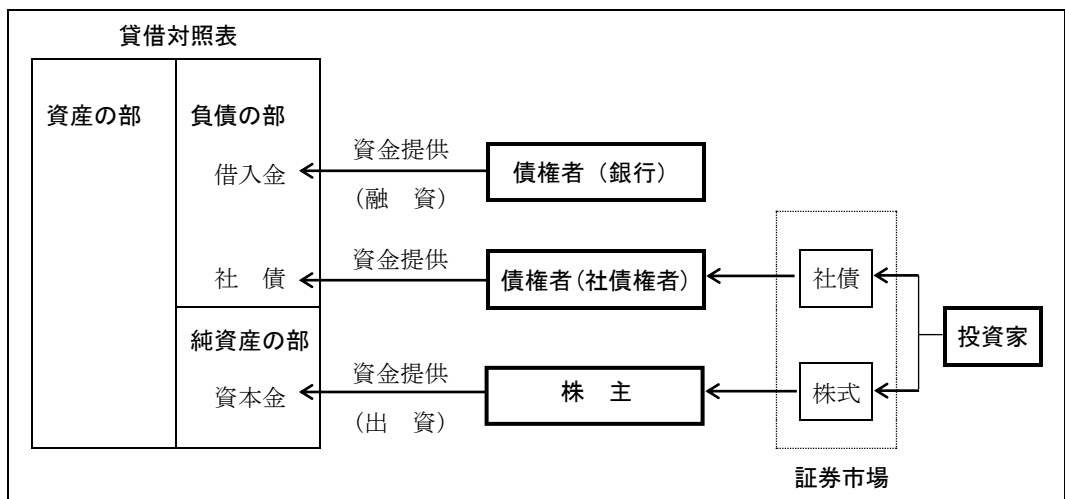
株主とは、株式会社の出資者として、株式を所有している者をいう。株主は、企業の業績を反映する配当（株主への剰余金の分配）の多寡及び株価の高低に関して利害関係をもつ。

(2) 債権者

債権者とは、債務者に対して、一定の給付をなすべきことを請求しうる者をいう。例えば、企業（債務者）に資金を提供（融資）した銀行や、社債の購入を通じて資金を提供した社債権者は、債権者である。債権者は、提供した資金に関する企業の返済能力及び利息支払能力に関して利害関係をもつ。

(3) 投資家（投資者）

投資家とは、証券市場で取引される株式や社債等に投資する者をいい、これらを現に保有する者だけでなく、これらを保有する可能性のある者を含む。



Ⅱ. 財務会計の機能

1. 財務会計の利害調整機能 A

(1) 意義

利害調整機能：企業を巡る利害関係者の利害対立を解消又は調整する機能

(2) 内容

① 株主・経営者間の利害調整

i 株主と経営者の関係

株主と経営者は、株主の資金の運用について委託者と受託者の関係にある。

すなわち、株主は、自らの資金の運用を経営者に委託し、経営者は、委託された資金の運用として経営活動を行う。そして、株主は、経営活動により獲得した利益を原資とした配当を期待し、経営者は、株主の利益に合致するように委託された資金を最大限活用して経営活動を行う責任（受託責任）を果たすことにより報酬を受け取る。

ii 株主と経営者の利害対立

受託者たる経営者には、委託者たる株主の意向に添って経営活動を行うことが期待される。しかし、経営者は、株主の利益を犠牲にする行為を行う可能性、すなわち受託責任を果たさない可能性がある。そのため、株主と経営者の利害は対立することとなる。

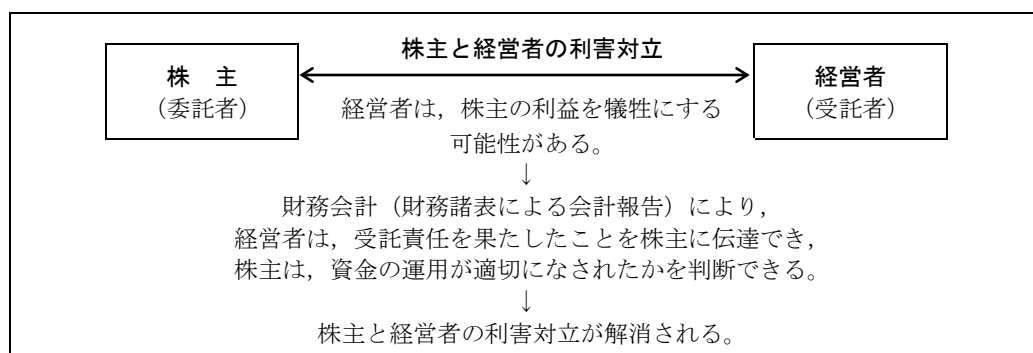
なお、株主の利益を犠牲にする行為の例としては、経営者が株主の利益よりも自らの利益を優先させる行為（交際費の過大支出等）が挙げられる。

iii 財務会計による利害調整

上記の利害対立を解消するために、経営者は財務諸表を作成し、それを用いて株主へ活動結果の報告、すなわち会計報告を行う。

会計報告により、経営者は、株主から運用を委託された資金をどのように運用し、どれだけの利益をあげたのかを株主に報告する。これにより、経営者は、自らが受託責任を果たしたことを株主に伝達することができる。また、株主は、会計報告を受けることにより、自らの資金の運用が適切になされているか否かを判断することができる。

このように、財務会計により株主と経営者の利害対立が解消される。



② 株主・債権者間の利害調整

i 株主と債権者の関係

株主と債権者はともに企業に対する資金提供者であるが、その法的地位には大きな差がある。

株主は、基本的に、株主総会を通じて経営意思決定に参加できるため、利益に関する配当の金額を決定する権利を有しているといえ、また、これを受領する権利も有している。そして、株主の責任は出資額を限度とする有限責任である。

他方、債権者は、基本的に経営意思決定に参加することはできず、また、約定利息しか受け取ることができない。

ii 株主と債権者の利害対立

株主への配当が増加すると、元本返済や利息の支払いのための原資となる会社財産が減少する。そのため、債権者にとって株主への配当による会社財産の減少は、債務不履行の危険性を高めることとなり不利益である。したがって、債権者は、配当は出来るだけ少ない金額が望ましいと考えている。他方、株主にとって配当は、資金の運用成果である。したがって、株主は、配当は出来るだけ多い金額が望ましいと考えている。

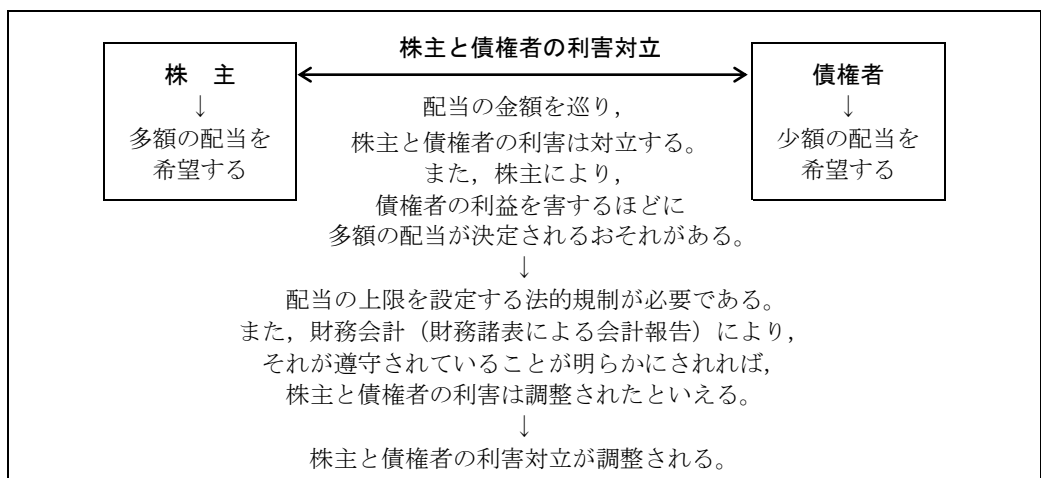
このように、配当の金額を巡り株主と債権者の利害は対立することとなるが、配当の金額の決定権は基本的に株主にある。そのため、株主により、債権者の利益を害するほどに多額の配当が決定されるおそれがある。

iii 財務会計による利害調整

上記の利害対立を調整するためには、配当による会社財産の減少を法的に制限し、債権者を保護する必要がある。この点、会社法においては、配当の上限を設定する規制（分配可能額の規制）が設けられており、配当の上限額が貸借対照表に基づいて制限されている。

そのため、このような法的規制の計算基礎として、財務諸表の作成は不可欠である。そして、会計報告により、株主と債権者に上記の法的規制が遵守されていることが明らかにされれば、株主と債権者の利害対立は調整されたといえる。

このように、財務会計により株主と債権者の利害対立が調整される。なお、「株主と債権者の利害調整」を「債権者保護」と呼ぶことがある。



2. 財務会計の情報提供機能 A

(1) 意 義

情報提供機能 : 投資家の意思決定に有用な情報を提供する機能

(2) 内 容

① 証券市場の発達に伴う投資家の登場

証券市場においては、企業の株式や社債の発行、株式や社債の発行後の売買が行われる。

証券市場が発達し、企業の発行する株式が増加すると、所有と経営の分離が従来よりも一層進展し、株主は、株主総会を通じての経営への参加よりも、購入から売却に至る一連の株式投資による投資成果に関心を持つようになっていった。

証券市場は、このような証券投資による利益を求める人々、すなわち投資家によって成立しているといえる。

② 投資家に対する情報提供（投資家保護）の必要性

今日、企業の活動に必要な資金の多くは、証券市場から調達されている。したがって、証券市場が円滑に機能することが、企業ひいては経済社会の運営にとって重要になっている。

一般に、市場においては、売手が買手に対し市場で取引される財貨についての積極的な情報提供を行わなければ、その市場は崩壊するといわれる。なぜなら、品質についての情報のない財貨を適正価格で取引することは不可能だからである。

ここで、証券市場において取引されるのは、企業の株式や社債であるが、一般に、株式や社債の市場価格は、発行企業の収益性や安全性に左右される。そのため、証券市場を円滑に機能させるためには、発行企業の収益性や安全性についての情報を投資家に提供する必要がある。そして、この情報提供の手段が財務諸表である。

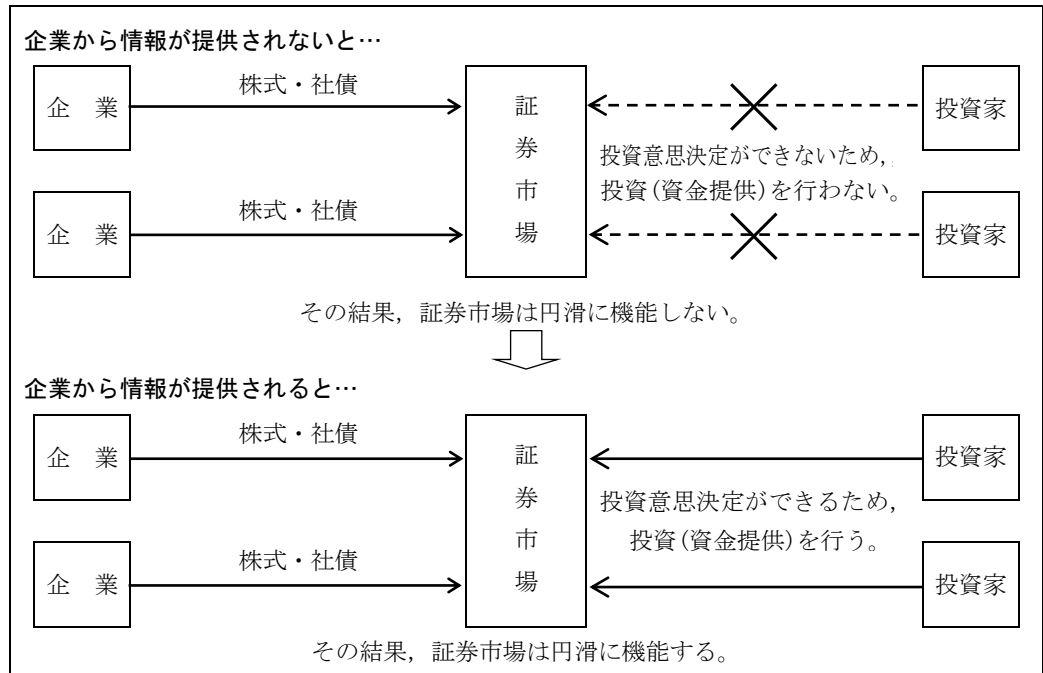
このように、財務諸表により、企業の収益性や安全性についての情報が投資家に提供されれば、投資家はそれを基礎に、自己の責任において、株式や社債の購入・保有・売却についての判断、すなわち投資意思決定を行うことができる。

③ 財務会計の公的な役割

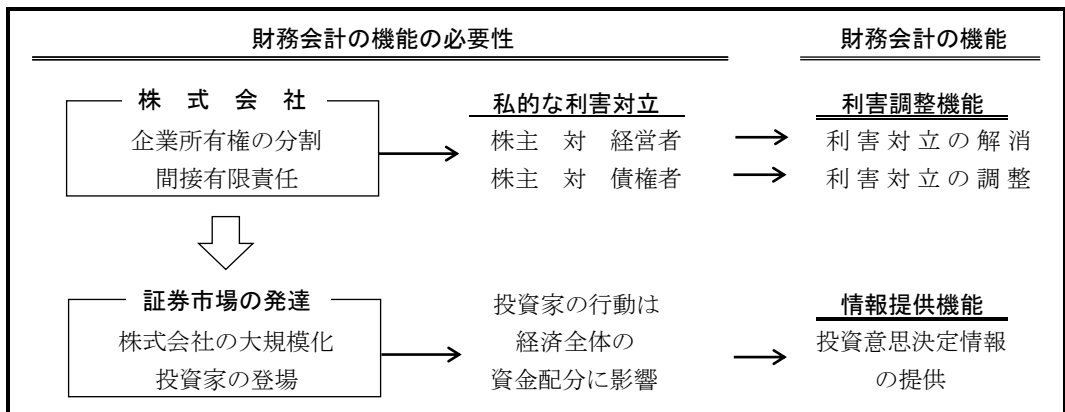
例えば、たゆまぬ経営努力により高い技術力を有し社会に貢献する黒字の優良会社と、経営努力を怠り技術力も低く社会に貢献しない赤字の劣悪会社があるとしよう。この場合、個々の投資家の投資意思決定は、自らの経済的利益に関する合理的な判断に基づき、「優良会社には投資を行うが、劣悪会社には投資を行わない」となるはずである。そして、個々の投資家の投資意思決定の結果、経済全体の資金は「優良会社には資金が提供され、劣悪会社には資金が提供されない」というように配分されるはずである。

このように、投資家は、あくまでも個々の経済的利益に関する合理的な判断に基づき投資意思決定を行うが、その個々の投資家の投資意思決定の結果は、経済全体の資金配分に重要な影響を及ぼすことになる。

したがって、投資家に情報を提供することは、単なる投資家保護にとどまらず、市場メカニズムを利用した効率的な資金配分の促進にもつながるといえる。



3. 財務会計の機能のまとめ A



なお、「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」では、情報提供機能のみを財務報告の目的と位置付け、利害調整機能については、財務報告の目的とはせず、目的たる情報提供が行われた上で情報の副次的な利用であると位置付けている。

Ⅲ. 制度会計

1. 制度会計と非制度会計 C

(1) 制度会計

制度会計 : 法令で規制されている財務会計

今日、財務会計は、利害調整機能や情報提供機能といった重要な機能を果たしている。仮に、財務会計が適切に実施されず、投資家に情報が提供されなければ、投資家は投資意思決定を行うことができず、結果として、企業への資金提供が縮小されることになる。このような事態は、企業活動の停滞、ひいては国民経済の衰退を招きかねないといえる。

そこで、上記のような事態に陥ることを防止するために、我が国では、特定の外部報告に対して法律上の規制をおいている。このように法令で規制されている財務会計を「制度会計」といい、ひとつの社会的制度を構成している。

(2) 非制度会計

非制度会計 : 企業が自発的に行う会計報告

企業が制度会計の他に財務会計、すなわち外部報告会計を行うことは禁止されていない。そのような会計を「非制度会計」という。

非制度会計は、法律の枠組みを超えて、企業が自らの利害関係者あるいは社会との関係を良好にする等の目的で行われる。近年では、企業が投資家を対象に積極的な情報開示（IR（インベスター・リレーションズ））を行うことが多くなってきている。

2. 我が国の制度会計 B

(1) 概 要

我が国の制度会計を規制する法令には、会社法、金融商品取引法、税法（主に法人税法）の3つがあり、これらの法令によって規制される制度会計を、それぞれ、① 会社法会計、② 金融商品取引法会計、③ 税務会計という。

そして、これら3つの法令は密接に関連してきたことから、我が国の制度会計は「トライアングル体制」と呼ばれることがある。

① 会 社 法 会 計	すべての会社を対象とする。
② 金融商品取引法会計	自社の発行する株式や社債が市場で取引される企業を対象とする。
③ 税 務 会 計	すべての会社を対象とする。

なお、本テキストでは、基本的に、② 金融商品取引法会計について学習する。

(2) 内 容

① 会社法会計

i 目 的

会社法は、経営者・株主・債権者の間の私的利害の相互調整を図ることを目的としており、我が国では、財務会計の利害調整機能（主として株主と債権者の利害調整（債権者保護））は、会社法会計により遂行されているといわれる。

ii 作成される報告書類とその役割

会社法会計においては、計算書類（貸借対照表、損益計算書等）が作成され、そこでの計算結果を受けて、配当の上限額（分配可能額）が算定される（債権者保護）。

② 金融商品取引法会計

i 目 的

金融商品取引法は、証券市場を円滑に機能させ、国民経済を健全に発展させることを目的としており、この目的を達成するために、企業による投資家への情報提供を規定している。したがって、我が国では、財務会計の情報提供機能は、主として金融商品取引法会計により遂行されているといわれる。

なお、金融商品取引法に基づく企業の財務情報の公表制度を、「企業内容開示制度」又は「ディスクロージャー制度（disclosure）」と呼ぶ。

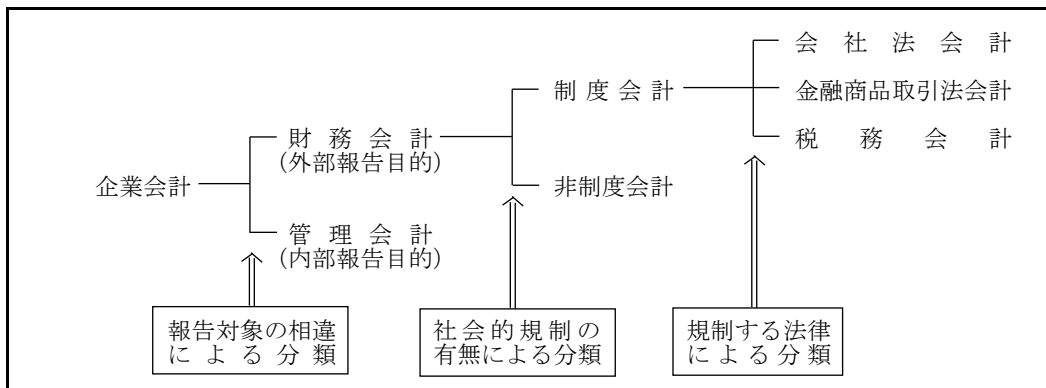
ii 作成される報告書類とその役割

金融商品取引法会計においては、経営者が作成した財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）を投資家に開示し、投資意思決定情報を提供することを通じて、投資家保護が図られている。

③ 税務会計

税務会計は、課税の公平を基本理念とする税法の規定に従い、課税所得の計算を目的とする会計である。法人税法によれば、各法人は、定時株主総会後遅滞なく、課税所得と税額の計算を記載した確定申告書を税務署長に提出し、その税額を納付しなければならない。

(3) 企業会計の分類のまとめ



3. 制度会計の規定 B

(1) 金融商品取引法会計の規定

金融商品取引法においては、投資家への情報提供を充実させ、証券市場を円滑に機能させるため、様々な取引に対し網羅的かつ詳細な会計規定が用意されている。

具体的には、「企業会計原則」等の諸会計基準が会計処理方法及び表示方法を、「財務諸表等規則」等の規則及び同ガイドラインが表示方法を規定している。また、実務対応報告や適用指針（実務指針）が詳細な会計処理方法及び表示方法を規定している。

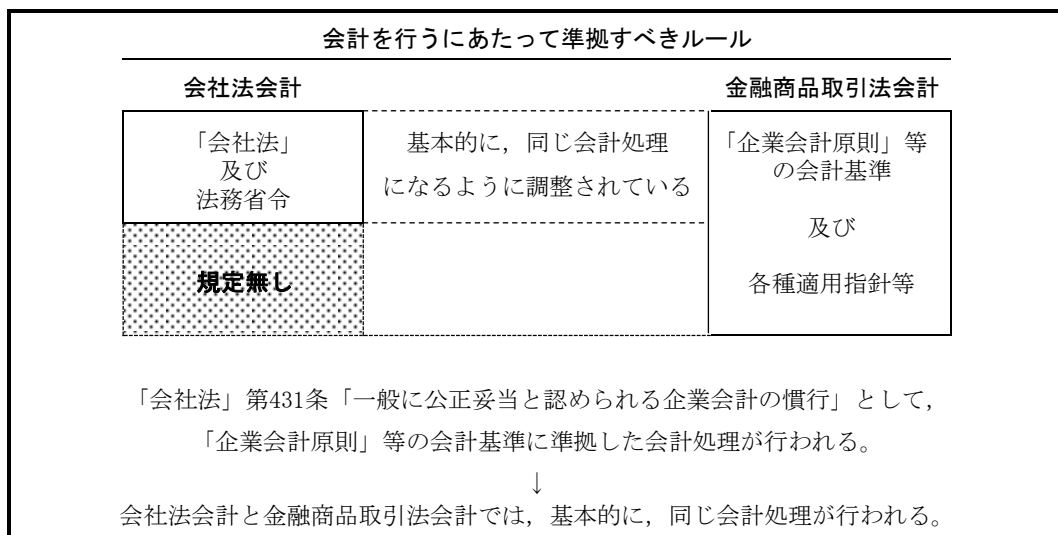
(2) 会社法会計の規定

会社法においては、各種の利害調整の観点から、独自に計算規定が用意されている。ただし、その計算規定は、会社法の趣旨に照らして、利害の対立が生じる局面を中心に制定されたものであり、企業会計全般に関する網羅的なものではない。

具体的には、「会社法」及び「会社計算規則」等の法務省令が会計処理方法及び表示方法を規定している。

(3) 両規定の関係

金融商品取引法会計と会社法会計は、一元化を図るべく調整が行われている。その結果、会社法の計算規定は企業会計の大枠を規定し、金融商品取引法会計においてもそれを実践規範として遵守し、「企業会計原則」等の会計基準は会社法第431条の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の基礎として、会社法が定め得ない領域の規範とされることになった。



IV. 一般に認められた会計原則（GAAP）

1. GAAP (Generally Accepted Accounting Principles) の必要性 B

企業が開示する財務諸表の社会的な重要性は高く、真実ではない内容の財務諸表が開示された場合、各種利害関係者は大きな損害を被ったり、適切な意思決定が行えない可能性が存在する。

ここで、財務諸表の作成を全面的に経営者に任せた場合、経営者が自らの利益のために財務諸表の数値を操作（粉飾・逆粉飾）する可能性がある。また、そのような意図はなくとも、経営者の個人的な判断に基づいて作成された財務諸表を、第三者である利害関係者が理解することは困難である。

さらに、「一般に認められた会計原則」が存在しなければ、監査人が財務諸表監査を行うにあたり、財務諸表の適正性に関する判断を監査人の個人的な尺度に依らざるを得なくなり、結局、利害関係者を混乱させることになりかねない。

そこで、財務諸表を作成するためのルールの設定が必要とされ、社会的な会計規範として設定されるのが「一般に認められた会計原則（GAAP）」である。

2. 我が国のGAAP B

我が国が戦後まもなく、アメリカを参考にGAAPとして制定したのが「企業会計原則」である。

「企業会計原則」は、①財務諸表の作成にあたって準拠すべき基準として、また、②財務諸表監査を行うにあたっての判断基準として機能することを期待されていた。

現在、我が国のGAAPには、企業会計基準委員会及び企業会計審議会が公表してきた種々の会計基準・意見書が含まれる。

第1章 章末問題

【問題】

制度会計においては、「財務諸表は、一般に認められた会計原則に準拠して作成されなければならない。」といわれる。この理由を説明しなさい。

【解答例】

企業が開示する財務諸表の社会的な重要性は高く、真実ではない内容の財務諸表が開示された場合、各種利害関係者は大きな損害を被ったり、適切な意思決定が行えない可能性が存在する。

ここで、財務諸表の作成を全面的に経営者に任せた場合、経営者が自らの利益のために財務諸表の数値を操作する可能性がある。また、そのような意図はなくとも、経営者の個人的な判断に基づいて作成された財務諸表を、第三者である利害関係者が理解することは困難である。

さらに、一般に認められた会計原則が存在しなければ、監査人が財務諸表監査を行うにあたり、財務諸表の適正性に関する判断を監査人の個人的な尺度に依らざるを得なくなり、結局、利害関係者を混乱させることになりかねない。

以上より、「財務諸表は、一般に認められた会計原則に準拠して作成されなければならない。」といわれる。

第 2 章

財務会計の基礎概念

本章で学ぶこと

- I. 会計公準
- II. 貸借対照表観
- III. 損益計算書と貸借対照表の連携（クリーン・サープラス関係）

I. 会計公準

1. 意義 B

会計公準 : 会計の理論的な基礎構造を構成する命題

会計公準は、それなくしては会計が成立しないという意味で、会計理論や会計実務の最も基礎的な前提である。

2. ギルマンの三公準 A

会計公準としてどのような命題を取り上げるべきかについては多くの学説があるが、最も一般的に考えられているのは、以下の3つの公準からなる「ギルマンの三公準」である。

(1) 企業実体の公準

企業実体の公準 : 企業そのものを出资者たる資本主から分離独立した存在と仮定し、会計上の判断や計算は、すべて企業自体の立場から行うべきものとする基礎的前提

企業実体の公準は、企業に投下された財産と資本についてだけ記録と計算を行うという、会計の対象範囲を限定するものである。

会計上の範囲には、通常、法人格が用いられ、一つの企業について一つの財務諸表が作成される。

(2) 継続企業の公準（会計期間の公準）

継続企業の公準 : 企業が永久に継続して事業を営むものとする基礎的前提

継続企業の公準は、企業は継続的に営業活動を営むものとする仮定の下で、人為的に定めた一定の会計期間に区切って期間計算を行うという、会計の対象を時間的に限定するものである。

期間計算は、通常、1年という期間によって区切られる。

(3) 貨幣的評価の公準（貨幣的測定の公準）

貨幣的評価の公準 : 会計上の記録・計算・表示にあたっては、統一的に貨幣単位を用いるという基礎的前提

これは現代が貨幣経済の時代であり、経済価値を有するすべての財貨が、貨幣の尺度によって表現されているため、貨幣以外の財貨でも貨幣の額を用いることが自然かつ便利だからである。

Ⅱ. 貸借対照表観

貸借対照表の本質をどのように捉えるかという貸借対照表観は、以下の2つに大別される。

1. 静態論 B

17～20世紀初頭においては、企業は小規模であり、倒産が多かった。そのため、企業会計には、企業の債務弁済能力を開示することにより、債権者を保護することが期待されていた。そして、貸借対照表は、「企業の財産価値（解散価値）を表示するもの」と位置付けられていた。

2. 動態論 B

20世紀以降においては、証券市場の発達により、一方で企業が大規模化して倒産が減り、他方で投資家が出現した。そのため、企業会計には、企業の収益力を開示することにより、投資家を保護することが期待されるようになった。そして、貸借対照表は、期間損益計算との関わりで意義を有することになり、「収支と損益の期間帰属のズレを収容する残高表」と位置付けられるようになった。

Ⅲ. 損益計算書と貸借対照表の連携（クリーン・サープラス関係） B

クリーン・サープラス関係： 資本取引による株主資本の払込や払出がなかったとすると、損益計算書で計算される期間損益と、貸借対照表の純資産の一会計期間における増減額が一致するという関係

損益計算書と貸借対照表の基本的な関係として、クリーン・サープラス関係が指摘される。これは、株主との間における株主資本の直接的な増減を除くと、純資産の増減は必ず期間損益として把握されるとするものである。また、損益取引はすべて損益計算書に集計されるため、クリーン・サープラス関係は「貸借対照表の純資産の項目は必ず資本取引又は損益取引により増減する」と表現されることもある。

なお、クリーン・サープラス関係の成立する損益計算書と貸借対照表の関係は、「損益計算書と貸借対照表の連携（連携した損益計算書と貸借対照表）」と呼ばれる場合がある。

第2章 章末問題

【問題】

会計公準について説明した上で、ギルマンの三公準について述べなさい。

【解答例】

会計公準とは、会計の理論的な基礎構造を構成する命題であり、それなくしては会計が成立しないという意味で、会計理論や会計実務の最も基礎的な前提である。

ギルマンの三公準とは、企業実体の公準、継続企業の公準及び貨幣的評価の公準である。

まず、企業実体の公準とは、企業そのものを出资者たる資本主から分離独立した存在と仮定し、会計上の判断や計算は、すべて企業自体の立場から行うべきものとする基礎的前提である。

次に、継続企業の公準とは、企業が永久に継続して事業を営むものとする基礎的前提である。

最後に、貨幣的評価の公準とは、会計上の記録・計算・表示にあたっては、統一的に貨幣単位を用いるという基礎的前提である。

第 3 章

「企業会計原則」の一般原則等

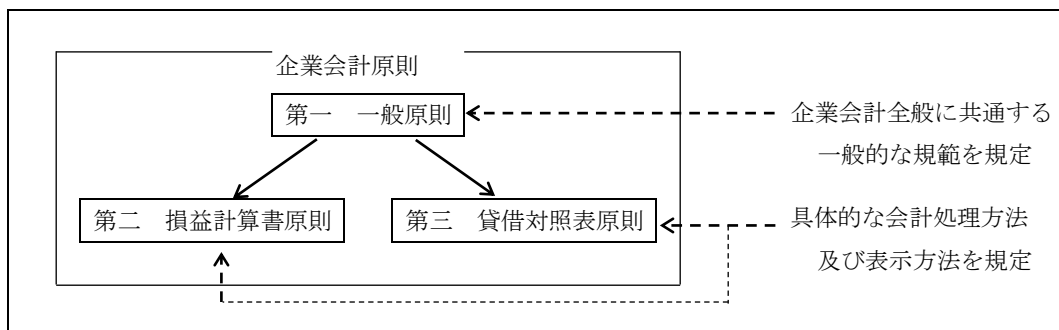
本章で学ぶこと

- I. 一般原則等総論
- II. 真実性の原則
- III. 正規の簿記の原則
- IV. 資本取引損益取引区分の原則
- V. 明瞭性の原則
- VI. 継続性の原則
- VII. 保守主義の原則
- VIII. 単一性の原則
- IX. 重要性の原則

I. 一般原則等総論

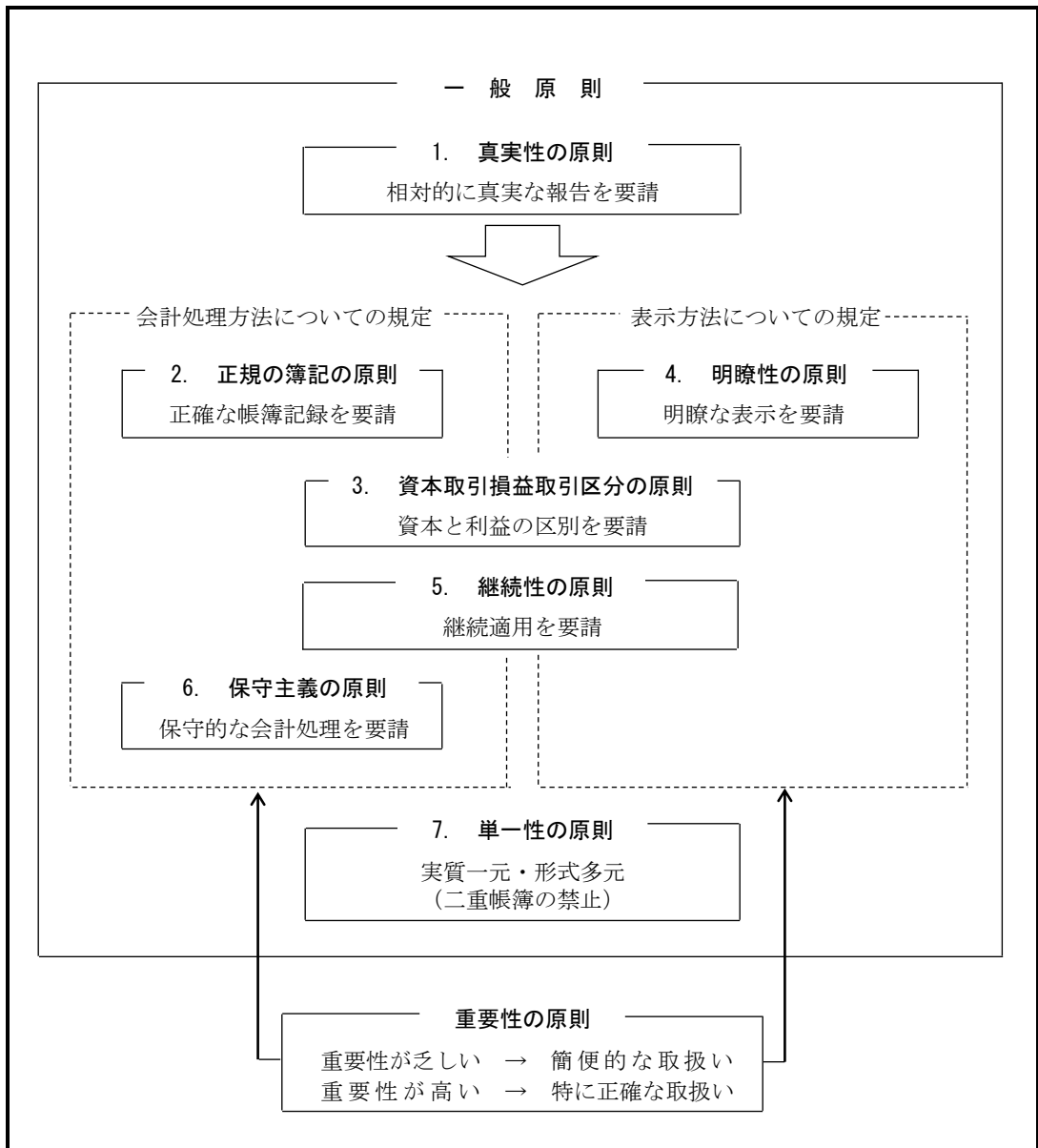
1. 一般原則等の位置付け A

「企業会計原則」は3つの部分から構成されている。すなわち、「第一 一般原則」，「第二 損益計算書原則」，「第三 貸借対照表原則」である。これらのうち，「第一 一般原則」は，企業会計の全般に共通する一般的な規範を取り上げたものである。



「企業会計原則」は，7つの一般原則を定めている。また，一般原則とはしていないが，企業会計上大切な原則として「重要性の原則」（「企業会計原則注解」注1）を定めている。以下では，これらを順に学習していく。

2. 一般原則及び重要性の原則の全体像 A



Ⅱ. 真実性の原則

1. 意 義 A

真実性の原則： 企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならないとする原則

真実性の原則は、企業会計の最高規範である。真実性の原則における真実な報告は、真実性の原則以外の一般原則、損益計算書原則及び貸借対照表原則、並びにその他の会計諸基準等を遵守することによって確保される。

2. 内 容 A

真実性の原則における真実は、唯一絶対的・普遍的な真実ではなく「相対的な真実」であるといわれる。そのように解される理由としては、以下のものが挙げられる。

(1) 会計の目的適合性

「企業会計原則」は、一般に公正妥当と認められた会計処理の原則及び手続（会計処理方法）を帰納要約したものであり、その時代における社会の規約もしくは合意として存在する。そして、その時代における社会の規約もしくは合意は、その時代における会計の目的を達成することを前提として成立している。

したがって、時代の変化により会計の目的が変化すれば、真実の内容も変化する。つまり、真実の内容は、時代の変化とともに変わり得る相対的なものとなるのである。

(2) 期間損益計算の暫定性

期間損益計算においては、主観的な見積りを排除することはできない。そのため、真実の内容は、見積りにより異なるという相対的なものとなるのである。

また、見積りは後日修正されることがある。その意味でも、真実の内容は相対的なものといえる。

(3) 代替的会計処理方法の容認

「企業会計原則」が企業会計を律する規則として社会に承認されるためには、様々な業種業態の企業が「企業会計原則」に従って会計処理することにより、その企業の業績を適正に開示することができなければならない。

業種業態が異なる企業では、同一の会計事実であっても、業績を適正に開示するために必要となる会計処理方法が異なる場合もあると考えられる。そこで、すべての企業が「企業会計原則」に従って業績を適正に開示することができるよう、「企業会計原則」においては、同一の会計事実に対し代替的な会計処理方法を容認する必要がある。

そして、その上で、経営者が自社の業種業態に最も適合する会計処理方法を選択することが求められる（経理自由の原則）。

ここで、同一の会計事実であっても、採用する会計処理方法が異なれば、会計数値は異なる。そのため、真実の内容は相対的なものとなるのである。

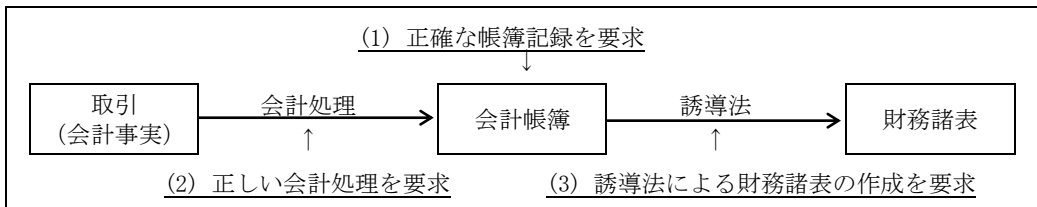
Ⅲ. 正規の簿記の原則

1. 意義 C

正規の簿記の原則： 企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならないとする原則

2. 内容 C

正規の簿記の原則が規定している内容としては、以下の3つが挙げられる。



(1) 正確な帳簿記録を要求

正規の簿記の原則は、帳簿記録を行う際の要件を指示している。

(2) 正しい会計処理を要求

正規の簿記の原則は、正しい会計処理を要求している。

(3) 誘導法による財務諸表の作成を要求

正規の簿記の原則は、帳簿記録から誘導して財務諸表を作成することを要求している。

IV. 資本取引損益取引区分の原則

1. 意義 A

資本取引損益取引区分の原則（剰余金区分の原則）

： 資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならないとする原則

2. 資本取引と損益取引の区別 A

(1) 意義

資本取引： 企業の株主資本を直接的に変化させることを目的として行われる取引

損益取引： 企業が利益の獲得をめざして行う取引

なお、上記の資本取引については、一般に、報告主体の所有者である株主との直接的な取引であることが前提とされている。

(2) 区別が要請される理由

企業会計においては、企業活動の成果である期間損益を適正に計算することを第一義的に考える必要がある。ここで、株主資本を増減させる取引のうち、企業活動の成果となる取引は損益取引である。これに対し、同じく株主資本を増減させる取引ではあるが、資本取引は企業活動の成果となる取引ではない。したがって、資本取引と損益取引とを区別することにより、期間損益計算の対象を明確化することができるのである。

(例) A社の取引

① 新株発行し、資本金を 500千円増加させた（増資した）。

② 商品を 3,500千円で仕入れた。

③ 上記②の商品のすべてを 5,000千円で売り上げた。

期首貸借対照表		増資後貸借対照表		期末貸借対照表		(単位：千円) 損益計算書	
諸資産	諸負債	諸資産	諸負債	諸資産	諸負債	費用 (売上原価)	収益 (売上)
	資本金 1,000		資本金 1,500		資本金 1,500	3,500	5,000
	利益剰余金 1,000		利益剰余金 1,000		利益剰余金 2,500		
株主資本計 2,000		株主資本計 2,500		株主資本計 4,000		当期純利益 1,500	

A社の株主資本は、期首から期末にかけて 2,000千円（＝期末 4,000千円－期首 2,000千円）増加している。ただし、そのすべてが企業活動により獲得した成果ではない。そのうちの 500千円は株主からの元本の払い込みである。企業活動により増加した株主資本、つまり期間損益計算の対象とすべき企業活動により獲得した成果は、当期純利益 1,500千円である。

3. 資本剰余金と利益剰余金の区別 A

(1) 意義

資本剰余金 : 元本たる資本のうち資本金以外の部分

利益剰余金 : 企業内に留保されている利益

資本取引損益取引区分の原則においては、「特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない」として、資本剰余金と利益剰余金の混同禁止が要請されているが、これは、企業の所有者である株主の持分である株主資本を、企業の元本である払込資本と、元本を運用して増加させた果実である留保利益に区別することを要請するものである。

株主資本の内訳	貸借対照表上の分類
払込資本 : 株主から払い込まれた企業にとっての元本	資本金・資本剰余金
留保利益 : 企業内に留保されている利益	利益剰余金

(2) 両者の混同が禁止される理由

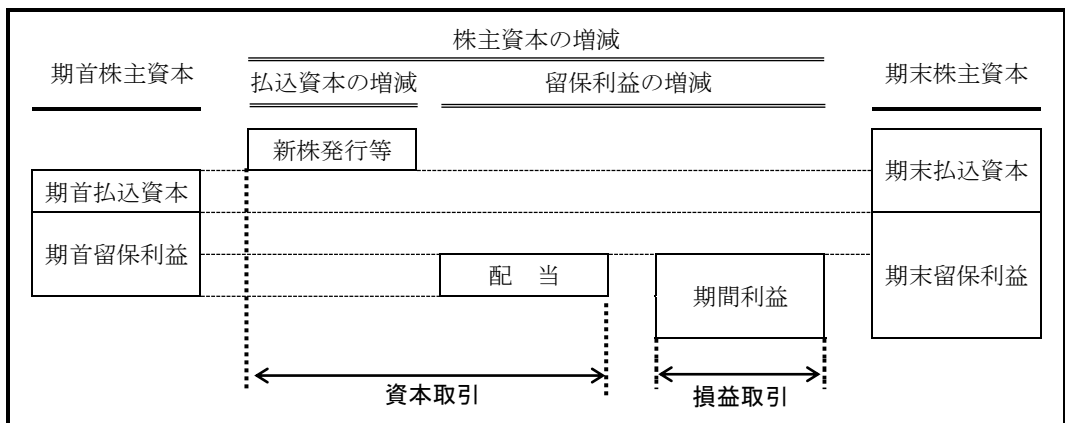
株主は基本的に、株主総会を通じて経営意思決定に参加できるため、利益に関する配当の金額を決定する権利を有しているといえ、また、これを受領する権利も有している。そして、株主の責任は出資額を限度とする有限責任である。他方、債権者は、基本的に経営意思決定に参加することができず、約定利息しか受け取ることができない。

ここで、株主への配当が増加すると、元本返済や利息の支払いのための原資となる会社財産が減少する。そのため、債権者にとって、株主への配当による会社財産の減少は、債務不履行の危険性を高めることとなり不利益である。

このような状況を解消すべく、払込資本を分配不能なもの、留保利益を分配可能なものと位置付けて、債権者を保護することにより、株主と債権者の利害の調整を図っている。

そのため、両者の混同が禁止されている。

4. まとめ A



V. 明瞭性の原則

1. 意義 A

明瞭性の原則とは、企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならないとする原則である。

2. 明瞭性の原則の反映 A

明瞭性の原則は、財務諸表の利用者が企業の財政状態及び経営成績の判断を誤ることのないように報告することを要請する原則であり、企業会計の報告機能に関するものである。具体的には、以下の様なものがある。

(1) 損益計算書、貸借対照表の形式や表示方法

1. 区分損益計算書の作成（「企業会計原則」第二・二，「財務諸表等規則」第70条）
2. 貸借対照表の区分表示（「企業会計原則」第三・一A）
3. 総額主義による表示（「企業会計原則」第二・一B，「企業会計原則」第三・一B）

(2) 「企業会計原則」上の重要事項の注記

1. 受取手形の割引高又は裏書譲渡高
2. 保証債務等の偶発債務
3. 債務の担保に供している資産
4. 発行済株式1株当たり当期純利益及び同1株当たり純資産額
5. 発行済株式の数を普通株、優先株等の種類別に注記

(例) 重要事項の注記例

割引手形及び裏書手形

受取手形割引高 ×××千円

受取手形裏書譲渡高 ×××千円

(3) 重要な会計方針の開示

① 会計方針の意義

会計方針 ： 財務諸表の作成にあたって採用した会計処理の原則及び手続

② 重要な会計方針の注記

重要な会計方針は、財務諸表に注記しなければならない。その例としては以下のものがある。

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
3. 固定資産の減価償却の方法
4. 繰延資産の処理方法
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
6. 引当金の計上基準
7. 収益及び費用の計上基準
8. ヘッジ会計の方法
9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
10. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

③ 重要な会計方針の注記が要請される理由

同一の会計事実に対し代替的な会計方針が認められている場合、いずれの会計方針を採用するかにより、財務諸表の数値は異なる。そのため、財務諸表利用者が財務諸表から企業内容を適切に理解するためには、どのような方法により会計数値を算出したのかという、財務諸表作成の前提又は基礎を明らかにする必要がある。そこで、財務諸表利用者の正しい理解を促進するために、企業が採用した重要な会計方針について注記することが必要とされる。

なお、代替的な方法が認められていない場合には、会計方針の注記を省略することができる。

④ 重要な会計方針の記載場所及び注記事項の記載順

重要な会計方針は、キャッシュ・フロー計算書の次に記載される。

また、様々な注記事項がある場合には、継続企業の前提に関する注記が記載される場合を除き、まず重要な会計方針の注記を記載し、その後に他の注記事項を記載する。

(4) 重要な後発事象

① 意 義

重要な後発事象 : 貸借対照表日後に発生した、当該会社の翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象

② 内 容

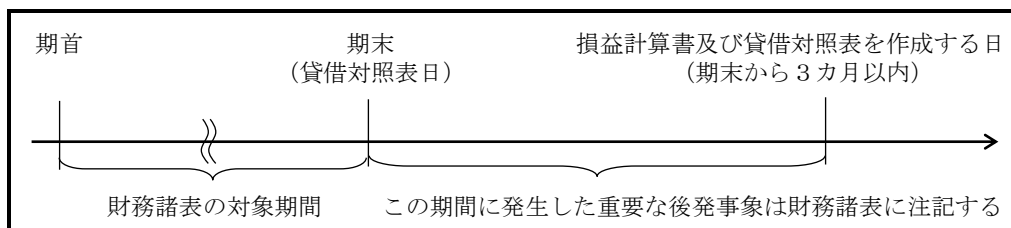
翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす重要な後発事象は、財務諸表に注記しなければならない。その例としては以下のものがある。

1. 火災、出水等による重大な損害の発生
2. 多額の増資又は減資及び多額の社債の発行又は繰上償還
3. 会社の合併、重要な営業の譲渡又は譲受
4. 重要な係争事件の発生又は解決
5. 主要な取引先の倒産
6. 株式併合及び株式分割

③ 重要な後発事象の注記が必要とされる理由

後発事象は財務諸表の対象とする期間後に発生した事象であるにもかかわらず、重要なものについて注記が必要とされるのは、以下の理由による。

利害関係者は財務諸表を当該企業の将来の財政状態及び経営成績を予測するために用いる。そして、重要な後発事象は、企業の将来の財政状態及び経営成績の予測に役立つ情報である。そのため、企業の将来の財政状態及び経営成績の予測をするための補足情報として、損益計算書及び貸借対照表を作成する日までに発生した重要な後発事象について注記が必要とされる。



(例) 重要な後発事象の注記例 (火災による損害の発生)

平成×年×月×日に当社〇〇工場で火災が発生し、同工場の機械装置の操業が停止してしまいました。一部の運転は×月×日をもって再開されましたものの、被害を受けた〇〇装置と△△装置の復旧と運転再開は本年×月中旬になると見込まれております。

この被災により、翌期以降、設備の損失と復旧のための修繕費用等の損失が発生いたしますが、修繕費用等も含めた実害損害額は現時点において未確定であります。

(5) 附属明細表の作成

① 作成目的

附属明細表は、損益計算書、貸借対照表の主要項目について、期末残高の内訳明細又は期中の増減額等を明確にする目的で作成される。

② 附属明細表の種類

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 有価証券明細表2. 有形固定資産等明細表3. 社債明細表4. 借入金等明細表5. 引当金明細表6. 資産除去債務明細表 |
|---|

VI. 継続性の原則

1. 意 義 A

継続性の原則 : 企業会計は、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならないとする原則

2. 内 容 A

継続性の原則は、いったん採用した会計処理の原則及び手続（会計処理方法）を、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用することを規定している。

3. 継続性の原則が要請される理由 A

(1) 期間比較性の確保

財務諸表で開示される情報は、相対的の真実しか保証しえない。そこで、企業の利害関係者は、財務諸表を期間比較に役立てるものと考えられる。一般に、財務諸表の期間比較を可能にするためには、その作成に用いられた会計処理方法が各会計期間を通じて同一のものでなければならないといわれる。

(2) 利益操作の排除

毎期の会計処理方法の適用を経営者の自由に任せるとすれば、経営者は前期以前に選択適用した会計処理方法を今期に恣意的に他の会計処理方法に変更することによって、利益操作を行うことが可能になる。継続性の原則は、そうした利益操作を排除しようとするものである。

4. 継続性の原則が問題とされる場合 A

企業会計上、継続性の原則が問題とされるのは、同一の会計事実に対し代替的な会計処理方法が認められている場合である。つまり、一般に公正妥当と認められたある方法から、他の一般に公正妥当と認められた方法に変更される場合に、継続性の原則が問題となる。

認められない方法	→	認められない方法	} 「企業会計原則」違反
認められた方法	→	認められない方法	
認められない方法	→	認められた方法	… 当然の変更
認められた方法	→	認められた方法	… 継続性の原則の問題

5. 変更が許容される場合と変更した場合の注記 A

(1) 変更が許容される場合

企業会計上、正当な理由がある場合には、いったん採用した会計処理方法を他の代替的な方法に変更することが許容される。

「正当な理由がある場合」とは、一般に、会社の財政状態及び経営成績をより適正に表すことができる場合をいう。

(2) 変更した場合の注記

正当な理由により会計処理方法の変更を行った場合には、以下の内容を財務諸表に注記しなければならない。

1. 変更が行われた旨
2. 変更の理由
3. 当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

なお、正当な理由によって、表示方法を変更した場合には、変更の内容のみを注記する。

(例) 会計処理方法の変更による注記例（固定資産の減価償却の方法）

当事業年度より、建物を除く有形固定資産について、減価償却方法を定額法から定率法に変更いたしました。

この変更は、近年における設備の技術革新による経済的陳腐化の加速を考慮したものであります。

この変更に伴い、従来と同一の方法を適用した場合と比較して、減価償却費は×××千円増加し、営業利益、経常利益、税引前当期純利益はそれぞれ×××千円減少しております。

Ⅶ. 保守主義の原則

1. 意 義 A

保守主義の原則： 企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならないとする原則

2. 内 容 A

(1) 保守主義の原則の考え方（保守的な思考）

保守主義の原則は、予測される将来の危険に備えて慎重な判断に基づく会計処理を行うことにより、将来の不確実性に対処し企業の存続を確保しようとする思考の現れである。この思考は、古くから会計実務に定着している「予想の利益は計上してはならず、予想の損失は計上しなければならない。」と表現される考え方に基づくものである。

(2) 保守的な会計処理が将来の危険に備えることになることの説明

保守的な会計処理は、損益計算書の観点からは、収益は出来るだけ時期的に遅く金額的に低く計上し、費用は出来るだけ時期的に早く金額的に高く計上することといえ、貸借対照表の観点からは、資産を出来るだけ少なく計上し、負債を出来るだけ多く計上することといえる。

このような保守的な会計処理を行うと、期間利益の金額は少なく抑えられることになる。一般に、期間利益を多く計上すれば配当等の支払による企業からの資金流出が多くなるが、逆に、期間利益を少なく計上すれば企業からの資金流出は少なくなるといえる。

そのため、期間利益を少なく計上する保守的な会計処理を行った方が、企業内に多くの資金を維持し、将来生じ得る危険に備えることが可能となる。

(3) 真実な報告との関係

保守的な会計処理は資金の外部流出を防ぐことにより企業の存続の確保には役立つが、他方、利益操作の手段とされるケースも考えられる。そのため、保守主義の考え方は、本来的には真実な報告と矛盾するといえる。

ここで、今日の企業会計では真実な報告が重視されている。そのため、保守主義の原則は、真実な報告を害さない範囲にあるものであるとされる。

したがって、「企業会計原則」で認められない保守的な会計処理方法を採用ことは「過度に保守的な会計処理（過度の保守主義）」として認められない。

(4) 保守主義の原則の具体的適用**① 会計処理方法について**

保守主義の原則は、同一の会計事実について代替的な会計処理方法が認められている場合に、最も保守的な会計処理方法の採用を促すという形で適用される。

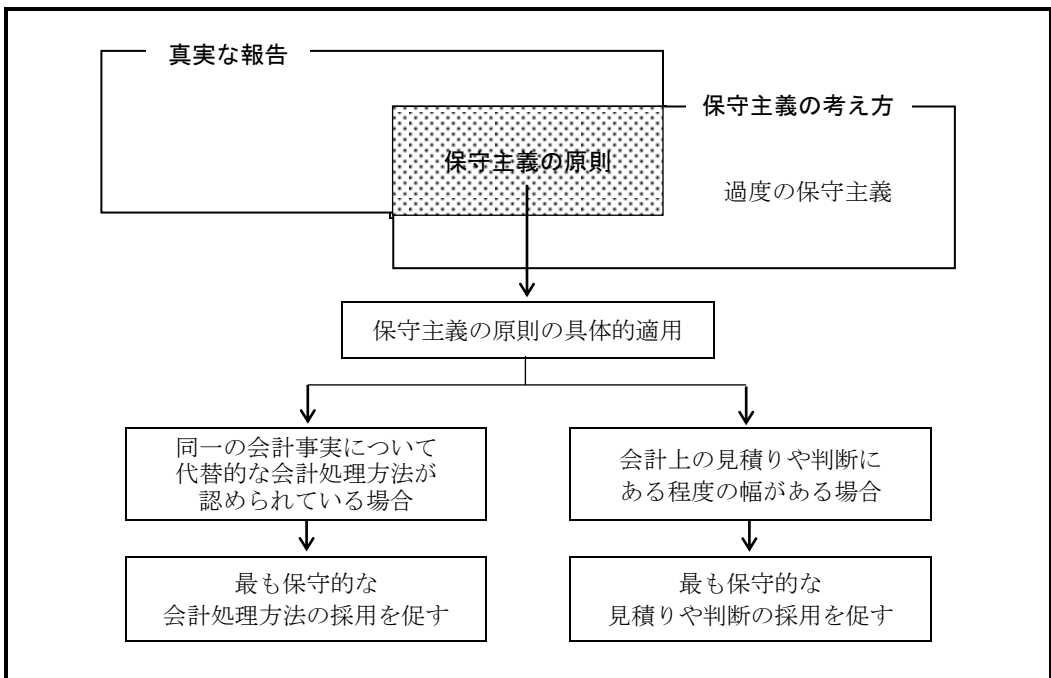
ただし、最も保守的な会計処理方法の採用が強制されるわけではない。企業は、その実情に照らして最も適切にその財政状態及び経営成績を開示できる会計処理方法を採用すべきであり、保守主義についての考慮は副次的に行うべきだからである。

具体的には、減価償却計算において定率法を採用する、繰延資産を計上しないで発生時に全額費用として処理するといった会計処理方法の採用が挙げられる。

② 見積りや判断について

保守主義の原則は、会計上の見積りや判断にある程度の幅がある場合に、最も保守的な見積りや判断の採用を促すという形で適用される。

見積りや判断は、ある程度の幅をもって行われるのが一般的である。例えば、売上債権の将来の貸倒れの予測なら、3%と一義的に予測されるのではなく、2%～3%というように幅をもって予測されるのが通常であろう。このような場合には、保守主義の原則により、最も悲観的な予測を採用することが促されるのである。



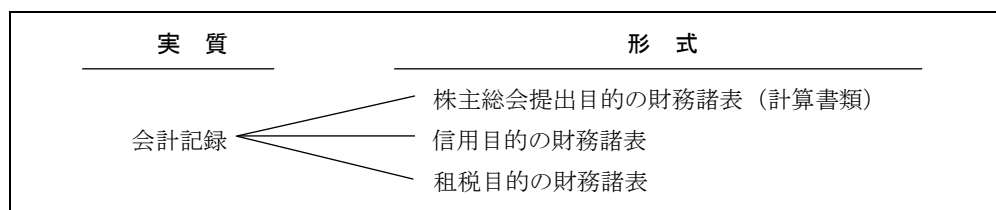
VIII. 単一性の原則

1. 意 義 C

単一性の原則 : 株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示を歪めてはならないとする原則

2. 内 容 C

単一性の原則とは、財務諸表について、一時的又は各会計期間の財務諸表において、法規定や利用目的に応じて異なった形式で作成される場合でも、その実質的内容は、正規の簿記の原則に従って作成された会計記録に基づかなければならないことを要請する原則である。つまり、基礎になる会計記録が同一で（二重帳簿の禁止）、財務諸表の実質的内容が同一であるならば、目的の相違により財務諸表が多様な形式をとることが容認されることになる（実質一元・形式多元）。



Ⅸ. 重要性の原則

1. 意義 B

重要性の原則は、利害関係者に企業の財政状態・経営成績を判断する上で有用な情報を提供する観点から、会計処理及び報告・表示にあたって、重要な項目について特に正確な扱いを要請するとともに、重要性の乏しい項目について簡便的な扱いを容認するというものである。

2. 内容 B

(1) 重要性の原則の位置付け

重要性の原則は、「企業会計原則」の一般原則に掲げられているものではないが、実務上、重要な原則の一つである。

(2) 重要性の意味

ある項目が重要性の高いものか乏しいものかということは、その項目を知っているか知らないかということが利害関係者の意思決定を左右するほどに大きい影響力をもつか否かにより判断する。

(3) 質的重要性と量的重要性

重要性には、質的重要性と量的重要性とがある。

- | | |
|----------|----------------------|
| 1. 質的重要性 | : その項目自体の性質が重要であるか否か |
| 2. 量的重要性 | : 金額が大きいか小さいか |

第3章 章末問題

【問題】

重要な会計方針の注記が必要とされる理由を説明しなさい。

【解答例】

会計方針とは、財務諸表の作成にあたって採用した会計処理の原則及び手続をいう。

企業会計上、同一の会計事実に対し代替的な会計方針が認められている場合があり、そのような場合においては、いずれの会計方針を採用するかにより、財務諸表の数値は異なる。

そのため、財務諸表利用者が財務諸表から企業内容を適切に理解するためには、どのような方法により会計数値を算出したのかという、財務諸表作成の前提又は基礎を明らかにする必要がある。

そこで、財務諸表利用者の正しい理解を促進するために、企業が採用した重要な会計方針について注記することが必要とされる。